

4 国 評 委 第 5 号
令和5年3月24日

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長
福 田 秀 樹 殿

国立大学法人評価委員会委員長
大 橋 徹 二

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況
に係る評価の実施について（要請）

このことについて、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の3第1項及び第2項の規定に基づき、貴機構に対し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に係る評価の実施を要請します。

なお、評価に当たっては、「国立大学法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（令和5年3月23日国立大学法人評価委員会決定）及び「大学共同利用機関法人の第4期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領」（令和5年3月23日国立大学法人評価委員会決定）に基づき、実施されますようお願い申し上げます。

また、評価方法等を定める際には、下記に掲げる点に留意いただくよう、併せてお願い申し上げます。

記

- ・ 教育研究の状況に係る評価の実施要領等について、法人からの意見も十分に踏まえて評価の実施方法等を検討し、可能な限り早期に決定すること。
- ・ 評価関係業務の負担軽減の観点から、学部・研究科等の教育研究の水準（質の向上の状況を含む）の分析（以下、「現況分析」という。）について、分析項目の見直しや各法人から提出を求めるデータの精選を行うこと。
- ・ 第3期中期目標期間評価において、現況分析結果を中期目標の達成状況評価に活用しているが、その結果を検証した上で、必要に応じて活用方法を見直すこと。
- ・ 各法人における教育研究の質の向上に資するとともに、社会への説明責任を十分に果たせるよう、現況分析結果を含む評価結果の丁寧なフィードバックに努めること。